

京労発基0209第3号  
令和4年2月9日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



労働基準法施行規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令及び労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第8号）について、令和4年1月19日に公布され、令和6年4月1日から施行することとされたところです。

改正の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、貴機関等におかれましても、本改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員等に対し改正内容の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

#### （添付資料）

別添1 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について」等  
(令和4年1月19日付け基発0119第9号)

別添2 「労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布等について」等  
(令和4年1月19日付け基発0119第2号)

基 発 0119 第 9 号  
令 和 4 年 1 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(令和4年厚生労働省令第5号)、  
 「医療法第128条の規定により読み替えて適用する労働基準法第141条第2項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令」(令和4年厚生労働省令第6号)及び「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件」(令和4年厚生労働省告示第6号)が本日公布・告示されたところである。  
 これらは、医業に従事する医師に関する時間外・休日労働の上限時間等について定めたものであり、その主たる内容は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、法の円滑な施行に万全を期すため、所要の準備に努められたい。

### 記

#### 第1 労働基準法施行規則の一部を改正する省令

- 1 特定医師（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「則」という。）第69条の2関係）

労働基準法（以下「法」という。）第141条第1項の厚生労働省令で定める者は、病院若しくは診療所において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいうものとしたこと。

- 2 特定医師に関する法第36条第1項の協定（則第69条の3第2項関係）  
 法第141条第1項の場合において、法第36条第1項の協定に、厚生労働省令

で定める事項として、則第 69 条の 3 第 1 項の規定により読み替えて適用する則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。

- (1) 対象期間における 1 日、1 箇月及び 1 年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
- (2) 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が当該介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者（以下「管理者」という。）に、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休において労働させる時間が 100 時間以上となることが見込まれる特定医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること
- (3) 管理者に、第 1 の 2 の(2)の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であって、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあっては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること
- (4) 管理者に、第 1 の 2 の(2)の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること
- (5) 管理者に、医療法第 108 条第 6 項の規定により、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること

### 3 特定医師に関する限度時間（則第 69 条の 3 第 5 項関係）

法第 141 条第 1 項（医療法第 128 条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第 36 条第 3 項の厚生労働省令で定める時間は、1 箇月について 45 時間及び 1 年について 360 時間（法第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働せる場合にあっては、1 箇月について 42 時間及び 1 年について 320 時間）としたこと。

#### 4 時間外・休日労働の上限時間（則第 69 条の 4 及び第 69 条の 5 関係）

- (1) 法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1箇月について 100 時間未満及び 1 年について 960 時間としたこと。ただし、法第 36 条第 1 項の協定に第 1 の 2 の(2)から(4)までに規定する事項を定めた場合にあっては、1 年について 960 時間としたこと。
- (2) 法第 141 条第 3 項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、1 箇月について 100 時間未満及び 1 年について 960 時間としたこと。ただし、第 1 の 2 の(2)の面接指導が行われ、かつ、第 1 の 2 の(4)の措置が講じられた特定医師については 1 年について 960 時間としたこと。

#### 5 施行期日等（附則第 1 条及び第 2 条等関係）

- (1) この省令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしたこと。
- (2) 法第 36 条第 1 項の協定の届出について、必要な経過措置を定めることとしたこと。
- (3) その他所要の改正を行うものとしたこと。

### 第 2 医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する労働基準法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

#### 1 時間外・休日労働の上限時間（第 1 条及び第 2 条関係）

- (1) 医療法第 128 条の規定により読み替えて適用する法第 141 条第 2 項の厚生労働省令で定める時間は、次のア又はイに掲げる特定医師（以下「B C 水準適用医師」という。）の区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間としたこと。  
ア 医療法第 113 条第 1 項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定地域医療提供機関」という。）、同法第 119 条第 1 項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「技能向上集中研修機関」という。）又は同法第 120 条第 1 項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（以下「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する B C 水準適用医師

労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1 箇月について 100 時間未満及び 1 年について 1,860 時間。ただし、法第 36 条第 1 項の協定に第 2 の 2 の(2)から(4)までに規定する事項を定めた場合にあっては、1 年について 1,860 時間。

- イ 医療法第 118 条第 1 項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関とし

て指定されている病院又は診療所（以下「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣されるBC水準適用医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。）

労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、1箇月について100時間未満及び1年について960時間。

ただし、法第36条第1項の協定に第2の2の(2)から(4)までに規定する事項を定めた場合にあっては、1年について960時間。

- (2) 医療法第128条の規定により読み替えて適用する法第141条第3項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、1箇月について100時間未満及び1年について1,860時間としたこと。ただし、第2の2の(2)の面接指導が行われ、かつ、第2の2の(4)の措置が講じられたBC水準適用医師については1年について1,860時間としたこと。

2 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関における法第36条第1項の協定（第3条関係）

特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」という。）において法第36条第1項の協定をする場合には、法第36条第2項第5号の厚生労働省令で定める事項として、則第69条の3第1項の規定により読み替えて適用する則第17条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとしたこと。

- (1) 対象期間における1日、1箇月及び1年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
- (2) 管理者に、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が100時間以上となることが見込まれるBC水準適用医師に対して厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること
- (3) 管理者に、第2の2の(2)の規定による面接指導（面接指導の対象となるBC水準適用医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であって、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けたBC水準適用医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあっては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面

接指導を行った医師の意見を聽かせること

- (4) 管理者に、第2の2の(2)の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けたBC水準適用医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること
- (5) 管理者に、医療法第108条第6項の規定により、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間であるBC水準適用医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること
- (6) 管理者に、医療法第123条第1項及び第2項の規定により、休息時間を確保させること

### 3 施行期日等（附則第1条及び第2条等関係）

#### （1） 施行期日

この省令は、令和6年4月1日から施行するものとしたこと。

#### （2） その他所要の規定の整備を行うものとしたこと。

#### （3） 検討規定

第2の1（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に従事するBC水準適用医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に従事するBC水準適用医師に係る部分を除く。）の時間については、令和18年3月31日を目途に当該時間を第1の4の時間とすることを目標として、この省令の施行後3年ごとに、BC水準適用医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行うものとしたこと。

## 第3 労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件

### 1 第1の2の(2)、第2の2の(2)の面接指導の要件

- (1) 管理者が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が100時間に達するまでの間に行われるものであることとしたこと。ただし、特定医師のうち、特定労務管理対象機関において勤務するBC水準適用医師以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が100時間に達するまでの間又は100時間以上となった後に遅滞なく行われるものであることとしたこと。

ア 時間外・休日労働時間が 100 時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）の勤務の状況

イ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

ウ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

エ イ及びウに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

オ 面接指導を受ける意思の有無

(2) 医療法第 108 条第 1 項に規定する面接指導実施医師（以下「面接指導実施医師」という。）により行われるものであることとしたこと。

(3) 当該面接指導を行う面接指導実施医師が、管理者から、面接指導対象医師の労働時間に関する情報その他の面接指導を適切に行うために必要な情報として次に掲げるものの提供を受けていることとしたこと。ただし、アに掲げる情報については、当該面接指導対象医師の時間外・休日労働時間が 100 時間以上となることが見込まれることの確認を行った後速やかに、イに掲げる情報については、当該面接指導実施医師から当該情報の提供を求められた後速やかに、それぞれ提供されなければならないものとしたこと。

ア 当該面接指導対象医師の氏名及び当該面接指導対象医師に係る第 3 の 1 の(1)のアからオまでに掲げる事項に関する情報

イ アに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の業務に関する情報であって、当該面接指導実施医師が当該面接指導対象医師の面接指導を適切に行うために必要と認めるもの

(4) 当該面接指導実施医師が次に掲げる事項について確認を行うものとしたこと。

ア 当該面接指導対象医師の勤務の状況

イ 当該面接指導対象医師の睡眠の状況

ウ 当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

エ イ及びウに掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

## 2 適用期日

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものとしたこと。



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- 

- 労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（同八）

○特定プラスチック使用製品提供事業者の特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に関する判断の基準となるべき事項等を定める省令

（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通）

○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則  
(経済産業・環境二)

○分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令  
(環境一)

〔告示〕

○プラスチック使用製品設計指針  
(内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○労働基準法施行規則第六十九条の三 第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（厚生労働六）

○医師の労働時間短縮等に関する指針  
(同七)

○医療法第一百十条第一項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（同八）

- |   |
|---|
| <p>○ 医療法施行規則第八十条第一号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣の定めるもの（同九）</p>  |
| <p>○ 特定水産資源（まさば及びごまさば）太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、にしくるかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件</p> |
| <p>○ プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針</p>   |
| <p>（農林水産一〇〇）</p>  |
| <p>（経済産業・環境二）</p>   |
| <p>〔公 告〕</p>  |
| <p>官 厅<br/>諸 事 項</p>  |
| <p>買収前の所有者等への売払い関係<br/>(以下次のページへ続く)</p>   |
| <p>破産、免責、再生関係</p>   |
| <p>裁判所</p>  |
| <p>本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。</p>  |

## ○厚生労働省令第五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第一項及び第二項第五号並びに第一百四十二条第一項から第三項まで並びに同条第一項（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百二十八条の規定により適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する労働基準法第三十六条第三項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

附 則	改	正	後	附 則
	改	正	前	
第六十九条の二 法第一百四十二条第一項の厚生労働省令で定める者は、病院（医療法（昭和二十二年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは診療所（同法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（医療を受ける者に対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く。）又は介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次条第二項第二号において同じ。）若しくは介護医療院（同法第二十九項に規定する介護医療院をいう。次条第二項第二号において同じ。）において勤務する医師（以下「特定医師」という。）をいう。				（新設）
第六十九条の三 法第一百四十二条第一項（医療法第二百二十八条の規定により適用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定により法第三十六条の規定を読み替えて適用する場合における第十七条の規定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、医療法第二百二十八条の規定により読み替えられた場合にあつては、同表第一項ただし書きの項中「法第一百四十二条第二項」とあるのは「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第一百四十二条第二項」と、同表第一項第三号の項中「法第一百四十二条第三項」とあるのは「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する法第一百四十二条第三項」とする。				（傍線部分は改正部分）
第一項ただし書き	同条第五項	法第一百四十二条第一項		
第一項第二号	法第三十六条第二項第四号	第六十九条の二第二項第一号		
第一項第三号 び第二号	法第三十六条第六項第二号及 び第二号	法第一百四十二条第三項		

厚生労働大臣 後藤 茂之

第一項第四号

法第三十六条第三項の限度時間

法第四十一条第一項(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一百二十八条の規定により適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間

②

法第四十一条第一項の場合において、法第三十六条第一項の協定に、同条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項として、前項の規定により読み替えて適用する第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間が又は労働させることができる休日の日数

二 医療法第十条の規定により病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは当該診療所を管理させることとした者又は介護保険法第九十五条若しくは同法第二百九条の規定により介護老人保健施設若しくは介護老人保健施設若しくは当該介護医療院を管理させることとした者(以下この項において「管理者」という。)に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対し厚生労働大臣が定める要件に該当する面接指導を行わせること。

三 管理者に、前号の規定による面接指導(面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行つた面接指導)であつて、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたもの(以下この項において「面接指導の結果」という。)の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するための必要な措置について、当該面接指導が行われた後(当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行つた場合には、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後)、遅滞なく、当該面接指導を行つた医師の意見を聽かせること。

四 管理者に、第二号の規定による面接指導を行つた医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五 管理者に、医療法第八条第六項の規定により、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間である特定医師に対して労働時間の短縮のために必要な措置を講じさせること。

六 前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

実施年月日

当該面接指導を受けた特定医師の氏名

当該面接指導を行つた医師の氏名

当該面接指導を受けた特定医師の睡眠の状況

当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況

前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

(4) 第二項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

一 第二項第二号から第四号までに掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合

二 第二項第五号に掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

(5) 法第百四十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める時間は、一箇月について四十五時間及び一年について三百六十時間（法第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間及び一年について三百二十時間）とする。

**第六十九条の四** 法第百四十二条第二項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、法第三十六条第一項の協定に前条第二項第一号から第四号までに規定する事項を定めた場合には、一年について九百六十時間とする。

**第六十九条の五** 法第百四十二条第三項の厚生労働省令で定める時間は、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間とする。ただし、第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導が行われ、かつ、同項第四号に規定する措置が講じられた特定医師については一年について九百六十時間とする。

**第七十条** 第十六条第一項の規定にかかわらず、法第三十六条第二項第一号に規定する労働者に特定医師が含まれている場合における同条第一項の規定による届出は、様式第九号の四（法第一百四十二条第二項（医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事項に関する定めをする場合にあつては、様式第九号の五）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

(2) (略)  
③ 第十六条第三項の規定は、第一項の届出について準用する。  
(削る)

第七十一条 (略)

(新設)

**第七十条** 第十六条第一項の規定にかかわらず、法第一百三十九条第一項、第一百四十条第二項、第一百四十二条第四項又は第一百四十二条の規定により読み替えて適用する法第三十六条第一項（以下この条及び次条において「読み替後の法第三十六条第一項」という。）の規定による届出は、令和六年三月三十一日までの間、様式第九号の四（第二十四条の二第四項の規定により法第三十一条の二第二項の協定の内容を読み替後の法第三十六条第一項の規定による届出に付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の七）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

(2) (略)  
(新設)

**第七十一条** 読替後の法第三十六条第一項の協定については、令和六年三月三十一日までの間、第十七一条第一項第二号から第七号までの規定は適用しない。

第七十二条 (略)

規制緩和中の日々の暮らしをめぐる。

様式第9号の4(第70条関係)

時間外労働に関する協定届  
休日労働

労働保険番号	<input type="checkbox"/>			
都道府県	所管	督管	基幹番号	枝番号
法人番号	<input type="checkbox"/>			

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
		(〒一)		(電話番号: - - - - - )			
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (第18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (第18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(医業に従事する医師は除く)。  
 (チェックボックスに要チェック)

## 【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間(B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定に係る派遣に係るものに限る。)については1,860時間)以下でなければならないこと(ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない)。  
 (チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと(A水準医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。  
 (チェックボックスに要チェック)

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。  
 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )

)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  
 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名  
氏名

労働基準監督署長殿

様式第9号の4(第70条関係)(裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第 36 条第 6 項第 1 号の健康上特に右等な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なま、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

2 「労働者数(満 18 歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第 32 条各款から第 32 款の 5 まで又は第 40 款の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。

(1) 「1 日」の欄には、法定労働時間を超える時間数を記入すること。

(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から 1箇月ごとにについての延長することができる限度となる時間数を 45 時間(対象期間が 3箇月を超える場合)を越える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者については、42 時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数においても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

(3) 「1 年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から 1 年にについての延長することができる限度となる時間数を 360 時間(対象期間が 3 節月を超える場合)を超過した場合には労働基準法違反(同法第 119 条の規定により 6 節月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)となることについても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

上記 3 について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働時間制により労働する者については、320 時間)を超えた場合には労働基準法違反(同法第 119 条の規定により 6 節月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)となることについても協定する場合においては、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 1 節月について 100 時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第 69 条の第 3 項第 2 号から第 4 号まで又は労働基準法第 118 条の規定により上記と同様に 1 節月以上となつた場合)及び 2 節月から 6 節月までを平均して 80 時間で定める時間等を定める省令第 138 号の規定により第 2 項第 2 号から第 4 項第 2 項第 2 号の規定により第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は労働基準法第 118 条の規定により上記と同様に 1 節月以上となつた場合(労働基準法第百四十四号第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は労働基準法第 118 条の規定により上記と同様に 1 節月以上となつた場合)を除く場合(AB 水準医療機関で労働する医師については事後の面接指導を行つた場合も含む)を除く。及び 1 年について 960 時間(AB 水準医療機関で労働する医師については事後の面接指導を行つた場合も含む)を除く。及び 1 年について 960 時間(AB 水準医療機関において当該指定による業務に従事する医師又は選考 B 水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師(当該指定による派遣に係るものに限る。)については、1,860 時間)を超えた場合には労働基準法違反(同法第 141 条第 5 項の規定により 6 節月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金)となることについて留意すること。

②の欄は、労働基準法第 32 条の 4 の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が 3 節月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の欄の労働者よりも短い(1 節月 42 時間、1 年 320 時間)ことに留意すること。

6 「労働させることができるもの」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日(1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること)に労働させることができる労働の始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第 35 条の規定による休日(1 週 1 休又は 4 週 4 休であることに留意すること)に労働させることができる労働時間ににおける始業及び終業の時刻」について記入すること。

7 「労働させることができるもの」の欄には、労働基準法第 36 条第 6 項の規定による第 2 号始業及び第 3 号の時間の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2 節月から 6 節月までの期間を指すことに留意すること。

8 (1) 労働基準法第 36 条第 6 項の規定による第 2 号始業及び第 3 号の時間の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2 節月から 6 節月までの期間を指すことに留意すること。

6 節月まで」とは、1 節月をまたぐケースも含め、連続した 2 節月から 6 節月までの期間を指すことについて留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること(医業に従事する医師は除く。)

(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第 141 条第 1 項に規定する医師をいうこと。

(3) 医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスに除る記載並びに 1 節月の

時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 100 時間以上となることが見込まれる場合のチェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第 69 条の 3 第 2 項第 2 号から第 4 号まで又は医療法第百二・十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第 3 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定するものであること。

- (4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間(医療法施行規則に定める時間)を超えた場合に行なうべき労働時間超過のため具体的な措置は、医療法第108条第6項に規定する措置であること。

(5) 医業に従事する者にチエックボックスにチェックがねい場合は、医療法第108条第6項に規定する措置であることにもかわらず、チエックボックスにチェックがねい場合は、有効な協定とはならないことに留意すること。

9 「A.水準医療機関」とは病院(医療法第1条の第1項に規定する病院をいう)若しくは診療所(同条第2項に規定する診療所をいう)。又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう)のうち医療法に基づく次いだいの指定も受けないものとし、「日本水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C.水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

10 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者は労働基準法施行規則第6条の第2項の規定により、労働基準法第41条第2項に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選び、それを基にして審査される投票、手書等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチエックボックスにチェックがない場合は、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

11 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるようなお法により結ぶるよう留意すること。

12 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

様式第九号の五を次のように改める。

## 時間外労働 休日労働に関する協定届

様式第9号の5(第70条関係)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。

(チェックボックスに要チェック)

## 【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。

(チェックボックスに要チェック)

## 様式第9号の5 (第70条関係) (裏面)

(記載心得)

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数(満18歳以上の者)」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間(以下「法定労働時間」という。)を超える時間数を記入すること。できる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとに延長することができる限度となる時間数を45時間(対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- (3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数である、「起算日」において定める日から1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間(対象期間が3箇月を超える場合においては、320時間)の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合には、所定労働時間と併せて記入することができる。
- 4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反(同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金)となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合(労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医業法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める旨)においては、法定労働時間制により労働する労働組合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 12 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 13 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入するこことで差し支えない。
- (備考)
- 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定(事業場で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間に協定する場合の当該協定)の内容を本様式に付記して届ける場合には、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

6 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日(1週1休日又は4週4休日あることに留意すること。)に労働させることができるもの数を記入すること。

7 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。

8 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。(医業に従事する医師は除く。)

(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。また、医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。

9 「A水準医療機関」とは病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。)若しくは診療所(同条第2項に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)のうち医療法に基づく次のいずれかの指定を受けないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

10 上記8(2)に關し、チェックボックスに係る記載欄の直接指導及び健診確保のために必要な就業上の適切な措置は、労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第二百一十九条の規定により読み替えて適用する労働基準法第四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める旨

11 第2項に規定する診療所をいう。)又は介護老人保健施設(介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)若しくは介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)のうち医療法に基づく次のいずれかの指定を受けないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。

12 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

13 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入するこことで差し支えない。

## 時間外労働 休日労働に関する協定届（特別条項）

限度時間を超えて労働させる場合における手続		
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的な内容)
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く。）。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		
<p>【医業に従事する医師】</p> <p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年にについて960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		
<p>③～⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		
<p>協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。</p> <p>1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと（②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない。）また、面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		
<p>1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		
<p>③～⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。</p> <p><input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>		

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名  
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名  
氏名

労働基準監督署長殿



## 附則

2 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

この省令の施行の日前にされた労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十二条第四項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条第一項の協定（同条第一項第二号の対象期間の初日が施行の日以後であるもの及び当該協定を更新しようとする旨の協定が同日以後にされるものを除く。）を同日以後に同条の規定により届け出る場合には、なお従前の様式によることができる。

○ 厚生労働省令第六号

三項の規定に基づき、医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十二条第一項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令を次のとおり定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十二条第一項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百四十二条第一項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令

第二条 医療法第二百二十三条第一項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院（同法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下「法」という。）第百四十二条第一項の厚生労働省令で定められた時間は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第六十九条の四の規定にかかるらず、次の各号に掲げる規則第六十九条の二に規定する医師（以下「特定医師」という。）の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 医療法第二百二十三条第一項の規定に基づき特定地域医療提供機関として指定されている病院（同法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下「法」という。）又は診療所（同法第一条の五第五二項に規定する診療所をいう。以下この条において同じ。）（第三条第一項において「特定地域医療提供機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師、同法第二百二十九条第一項の規定に基づき技能向上集中研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「技能向上集中研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師又は同法第二百二十条第一項の規定に基づき特定高度技能研修機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項及び附則第二項において「特定高度技能研修機関」という。）において当該指定に係る業務に従事する特定医師、労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について一千八百六十時間。ただし、法第三十一条第一項の協定に第三条第一項第一号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあっては、一年について一千八百六十時間とする。

二 医療法第二百二十八条第一項の規定に基づき連携型特定地域医療提供機関として指定されている病院又は診療所（第三条第一項において「連携型特定地域医療提供機関」という。）から他の病院又は診療所に派遣される特定医師（同法第二百二十九条第一項に規定する派遣に係るものに限る。）労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間について、一箇月について百時間未満及び一年について九百六十時間。ただし、法第三十六条第一項の協定に、第三条第一項第一号から第四号までに規定する事項を定めた場合にあっては、一年について九百六十時間とする。

第三条 特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関において法第三十六条第一項の協定をする場合には、規則第六十九条の三第二項の規定にかかるらず、法第三十六条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項として、規則第六十九条の三第一項の規定により読み替えて適用する規則第十七条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 対象期間における一日、一箇月及び一年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数

二 規則第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）に、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる特定医師に対して同号に規定する面接指導を行わせること。

三 管理者に、前号の規定による面接指導（面接指導の対象となる特定医師の希望により、当該管理者の指定した医師以外の医師が行った面接指導であって、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けたものを含む。）の結果に基づき、当該面接指導を受けた特定医師の健康を保持するために必要な措置について、当該面接指導が行われた後（当該管理者の指定した医師以外の医師が当該面接指導を行った場合にあっては、当該管理者がその結果を証明する書面の提出を受けた後）、遅滞なく、当該面接指導を行った医師の意見を聴かせること。

四 管理者に、第二号の規定による面接指導を行った医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該面接指導を受けた特定医師の実情を考慮して、遅滞なく、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置を講じさせること。

五 管理者に、医療法第二百二十三条第一項及び第二項の規定により、休息時間を確保させること。

六 前項第三号の書面は、当該特定医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一 当該面接指導を受けた特定医師の氏名

二 当該面接指導を行つた医師の睡眠の状況

三 当該面接指導を受けた特定医師の疲労の蓄積の状況

四 前二号に掲げるもののほか、当該面接指導を受けた特定医師の心身の状況

五

六

実施年月日

3 第一項第二号から第五号までの事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合には、法第三十六条第一項の協定に定めないことができる。

- 一 第一項第二号から第四号までに掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれない場合
- 二 第一項第五号に掲げる事項 一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が特に長時間となることが見込まれない場合

**附 則**

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条及び第二条（技能向上集中研修機関において当該技能向上集中研修機関が受けた指定に係る業務に從事する特定医師及び特定高度技能研修機関において当該特定高度技能研修機関が受けた指定に係る業務に從事する特定医師に係る部分を除く）に規定する時間については、令和十八年三月三十一日をもとにして、この省令の施行後三年ごとに、特定医師の労働時間の動向その他の状況を勘案して必要な見直しを行ふものとする。

○**厚生労働省令第七号**

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

**目次**

第一章 関係省令の整備（第一条～第七条）

第二章 経過措置（第八条）

**附則**

(指定の申請)  
（医療法施行規則の一部改正）  
第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
（新設）			

**附 則**

	改	正	前
(傍線部分は改正部分)			

第六十一条 法第百七十三条第一項の規定により医療機関勤務環境評価センター（同項に規定する医療機関勤務環境評価センターをいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 評価等業務（法第百十二条第一項に規定する評価等業務をいう。以下同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
- 三 評価等業務を開始しようとする年月日
- 四 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
（1）定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
（2）申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類  
（3）申請者が第六十三条第一号、第五号及び第九号の要件を満たすことを誓約する書類  
（4）役員の氏名及び経歴を記載した書類  
（5）評価等業務の実施に関する計画

- 六 評価等業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

設計認定を受けるに当たつて適合すべき事項  
プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができる」としてある。  
また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第二百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮する」としてある。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「2 プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行つてあることを前提に、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げることにより、特に優れたプラスチック使用製品の設計について主務大臣が認定を行つこととする。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表  
プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るために、プラスチック使用製品の設計に係る取組として、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方等を公表していくこと。

(2) 基準への適合  
同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合してること。  
なお、本指針並びにプラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けね」とし

## ○厚生労働省告示第六号

「労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二百五号）第六十九条の三第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件を次のようく定め、令和六年四月一日から適用する。

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和四年一月十九日

一 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二百五号）第六十九条の三第二項第一号に規定する管理者（以下「管理者」とこう）が、事前に次に掲げる事項を確認した上で、一箇月につき労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させらる時間（以下「時間外・休日労働時間」といふ）が百時間に達するまでの間に行われるものであれども、ただし、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、第四百一一条第一項に規定する医業に従事する医師のうち、療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一百一十一条第一項に規定する特定労務管理対象機関における勤務する医師（医療法第二百五号）第一百一十二条第一項に規定する労働基準法第二百四十二条第一項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令（令和四年厚生労働省令第六号）第一条第一号及び第二号に掲げる者に限る）以外の医師については、疲労の蓄積が認められない場合は、時間外・休日労働時間が百時間に達するまでの間又は百時間以上となつた後に遅滞なく行われるものであれども、

イ 時間外・休日労働時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「直接指導対象医師」といふ）の勤務の状況  
ロ 当該直接指導対象医師の睡眠の状況  
ハ 当該直接指導対象医師の疲労の蓄積の状況  
ニ 当該直接指導対象医師の心身の状況

第三 第一 基本的な考え方  
医師の働き方改革を進めるに当たっては、我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働により支えられており、危機的な状況にあるという現状認識を関係者間で共有することが必要である。長時間労働を解消し、医師の健康を確保することは、医師本人にとってもとより、医療の質や安全を確保することにつながり、今後も良質かつ適切な医療を提供する体制を維持していく上での大問題である。

同時に、医師の働き方改革については、医師の偏在の解消を含む地域における医療提供体制（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第1項に規定する医療提供体制をいう。以下同じ。）の改革と一緒に進めなければ、医師の長時間労働の本質的な解消を図ることはできない。

このため、国及び地方公共団体、医療機関、医療従事者並びに医療の受け手である国民その他の全での関係者が一丸となつて、改革を進めるために不断の取組を重ねていく必要がある。

## 第二 医師の時間外労働短縮目標ライン

国は、令和17年度末を目途に、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第113条第1項に規定する特定地域医療提供機関において同項に規定する業務に従事する医師及び連携型特定地域医療提供機関（新医療法第118条第1項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下この第2において同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（新医療法第118条第1項に規定する派遣に係るものに限る。以下この第2において同じ。）に適用される労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外・休日労働時間の上限時間数の水準（以下「地域医療保険暫定特別水準」という。）を解消するために、「全ての地域医療保険暫定特別水準が適用される医師が到達することを目指すべき年間の時間外・休日労働時間の上限時間数の目標値」として医師の時間外労働短縮目標ライン（以下「目標ライン」という。）を設定する。

- 一 医療法第二百八条第一項に規定する直接指導実施医師（以下「直接指導実施医師」といふ）に当該直接指導対象医師の睡眠の状況
- 二 本直接指導を受けた意の有無
- 三 医療法第二百八条第一項に規定する直接指導実施医師（以下「直接指導実施医師」といふ）に当該直接指導対象医師の心身の状況

基発0119第2号  
令和4年1月19日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）について、令和4年1月19日に公布され、令和6年4月1日から施行することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期したい。

## 記

### 1 改正の趣旨

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により新設された労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第141条では、医療提供体制の確保に必要な者として厚生労働省令で定める医師に係る時間外労働の上限特例が規定されている。今般、同条による読み替え後の労基法第36条第1項の協定に定める事項として、労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第5号）による改正後の労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号。以下「新労基則」という。）において、長時間労働が見込まれる医師に対し、当該医師の健康確保措置として、面接指導を行うこと等が規定され、当該面接指導の要件については、労働基準法施行規則第六十九条

の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（令和4年厚生労働省告示第6号。以下「面接指導告示」という。）において定められたところである。

改正省令は、新労基則に基づく面接指導と、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に基づく面接指導とが整合的に行われるよう、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）等について、別添のとおり所要の改正を行ったものである。

## 2 改正省令の内容及び留意事項

### （1）安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

#### ア 面接指導の対象となる医師の要件等（安衛則附則第19条関係）

- ① 新労基則に基づく面接指導と安衛法に基づく面接指導とが整合的に行われるよう、安衛法第66条の8第1項の面接指導の対象となる労働者の要件を、当分の間、安衛則第52条の2第1項に定めるもののほか、新労基則第69条の2に規定する特定医師（以下「特定医師」という。）であって、1月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間（以下「時間外・休日労働時間」という。）が100時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）のうち、新労基則第69条の3第2項第2号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が同号に規定する面接指導（以下「新労基則の面接指導」という。）を行い、かつ、安衛法第66条の8第2項ただし書の書面の提出があった者以外の者に見直したものであること。

なお、特定医師であって、面接指導対象医師に該当しない者のうち、1月における時間外・休日労働時間が80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者である場合は、新労基則の面接指導の対象とはならないが、安衛法第66条の8に基づく面接指導の対象となることに留意すること。

また、面接指導対象医師が新労基則の面接指導を受け、安衛法第66条の8第2項ただし書の書面を事業者に提出しようとする場合において、管理者が面接指導対象医師本人の同意を得た上で、面接指導対象医師に代わり、事業者に対し、安衛法第66条の8第2項ただし書の書面を提出することとしても差し支えないものであること。

- ② 面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければならないものとしたこと。
- ③ 新労基則の面接指導については、本人の申出の有無にかかわらず、面接指導対象医師に対して必ず実施するものであることから、面接指導対象医

師について、事業者が管理者に新労基則の面接指導を行わせる場合においては、本人の申出を前提とした安衛則第52条の2第3項及び第52条の3の規定は、適用しないものとしたこと。

また、新労基則の面接指導における確認事項については、面接指導告示において定められていることから、事業者が管理者に新労基則の面接指導を行わせる場合においては、安衛則第52条の4の規定は適用しないものとしたこと。

イ 面接指導対象医師が受けた面接指導の証明（安衛則附則第19条の2関係）

新労基則の面接指導においては、安衛法第66条の8に基づく面接指導における確認事項に加え、睡眠の状況を確認することとなっていることから、新労基則の面接指導と安衛法に基づく面接指導が整合的に行われるよう、面接指導対象医師に対する面接指導に係る安衛法第66条の8第2項ただし書の書面は、安衛則第52条の5各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならないものとしたこと。

ウ 面接指導対象医師に対する面接指導結果の記録の作成（安衛則附則第19条の3関係）

新労基則の面接指導と安衛法に基づく面接指導が整合的に行われるよう、面接指導対象医師に対する安衛法第66条の8第1項に規定する面接指導（同条第2項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。）の結果の記録は、上記イに規定する事項を記載したものでなければならないものとしたこと。

(2) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正（改正省令第2条関係）

事業者が行う書面の保存及び作成に代えて、電磁的記録による保存及び作成とすることができます対象に、(1)のウの記録を追加することとしたことと。

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和6年4月1日から施行することとしたこと。

○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の八並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣　後藤　茂之

労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

附 則

(面接指導の対象となる医師の要件等)

(新設)

附 則

改 正 前

第十九条 法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、当分の間、第五十二条の二第一項に定めるもののほか、労働基準法施行規則第六十九条の二に規定する特定医師であつて、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）のうち、同令第六十九条の三第二項第二号に規定する管理者（以下「管理者」という。）が同号に規定する面接指導を行い、かつ、法第六十六条の八第二項ただし書の書面の提出があつた者以外の者であることとする。

2 面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならない。

3 面接指導対象医師について、事業者が管理者に労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号に規定する面接指導を行わせる場合においては、第五十二条の二第三項、第五十二条の三及び第五十二条の四の規定は、適用しない。

(面接指導対象医師が受けた面接指導の証明)

(新設)

第十九条の二 面接指導対象医師に対する面接指導に係る法第六十六条の八第二項ただし書の書面は、第五十二条の五各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならない。

(面接指導対象医師に対する面接指導結果の記録の作成)

第十九条の三 面接指導対象医師に対する法第六十六条の八第一項

に規定する面接指導（同条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。）に係る第五十二条の六第一項の記録についての同条第二項の規定の適用については、「前条各号に掲げる」とあるのは、「附則第十九条の二に規定する」とする。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第3十二号）

（略）

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による直接指導の結果の記録の保存

（略）  
表二（表四（略））

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

労働安全衛生規則

（略）

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による直接指導の結果の記録の作成

（略）

改 正 前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第3十二号）

（略）

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による直接指導の結果の記録の保存

（略）  
表二（表四（略））

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

労働安全衛生規則

（略）

第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による直接指導の結果の記録の作成

（略）



附  
則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。